

所管部課	健幸いきいき部健康推進課	部長	川口 莊一		
件名	東大和市産後ケア事業実施要綱の一部を改正する訓令について				
	区分		1 審議事項	○	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
1. 要旨					
<p>東大和市産後ケア事業実施要綱の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 主な改正内容</p> <p>① 産後ケア事業の事業類型に助産師が利用者宅を訪問し、必要な支援を実施する居宅訪問型を追加する。</p> <p>② 利用回数等を定める別表1を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入所型：通算して2泊以内（多胎出産の場合は4泊以内）を1泊の利用を1回とし、3回（多胎出産の場合は5回）以内の利用とする。 ・通所型：通算して4日以内（多胎出産の場合は6日以内）を1日の利用を1回とし、7回（多胎出産の場合は10回）以内の利用とする。 ・居宅訪問型：4回（多胎出産の場合は6回）以内の利用とする。 ・各事業類型の利用の回数を合計し、7回（多胎出産の場合は10回）を利用の上限とする。 <p>③ 利用者負担基準額を定める別表2を改める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・居宅訪問型の利用者負担基準額の追加 <p>(2) 施行日 令和6年7月1日</p> <p>(3) 影響及び効果 出産後において支援を必要とする母子に対し、心身の健康の保持増進を一層図ることができる。</p>					
2. 経過（現時点に至るまでの経過）					
<p>令和6年 6月 4日 令和6年度東大和市一般会計補正予算第1号（居宅訪問型の実施に係る備品購入費等を計上）の可決</p> <p>※ 文書課審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
4. 主管部処理案（検討結果等）					
<p>庁議終了後、速やかに要綱改正の手続を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。